

(15)

税制改正要綱送付件

REEL No. A-0506

0240

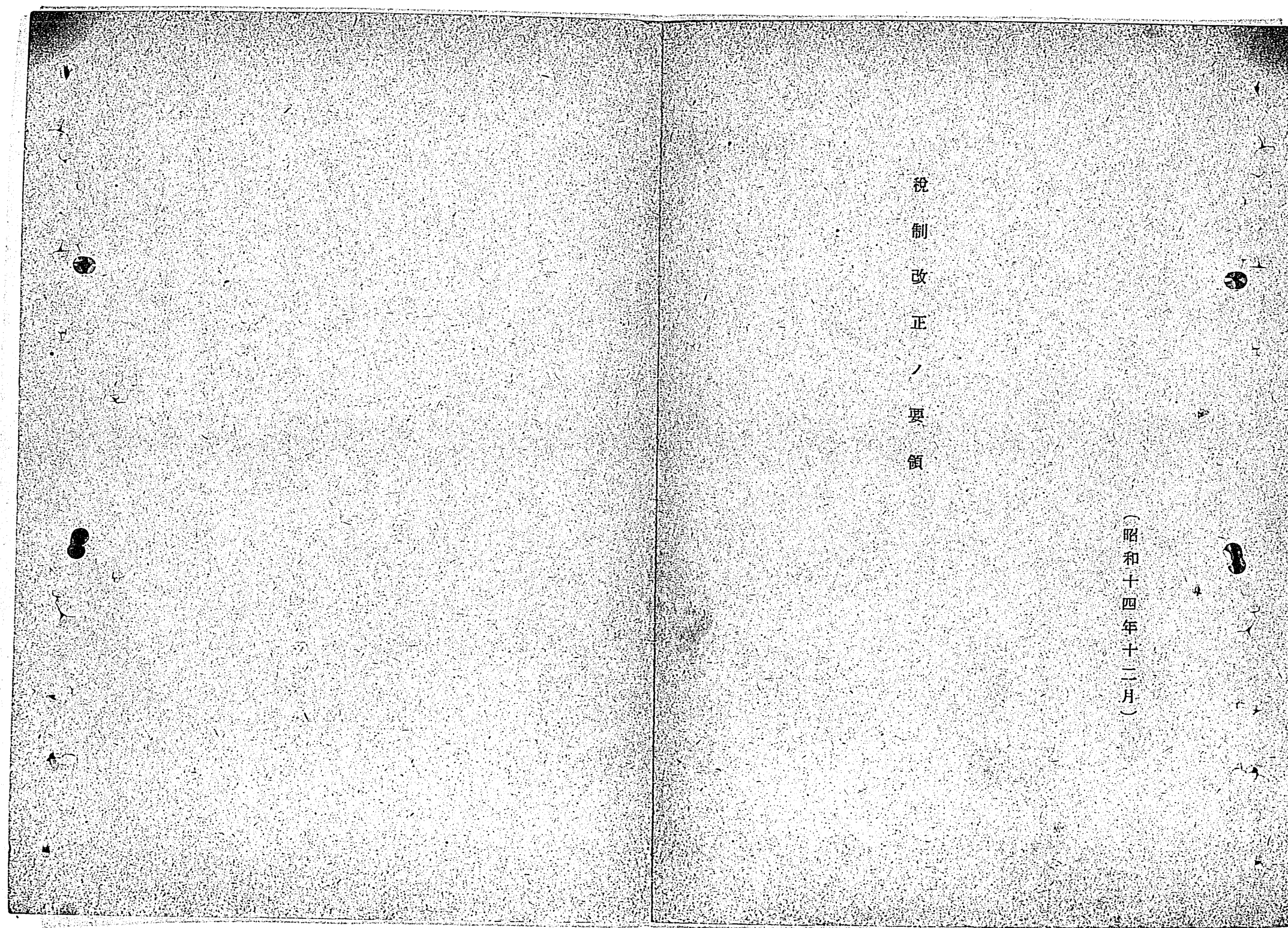
アジア歴史資料センター

REEL No. A-0506

0242

アジア歴史資料センター

新刊洋館由新却長	福利改正要綱 送付、件	内地ニ於ケル 福利改正要綱 冊山号号	送付下	別添附	諸君御幸	(起案用紙三號ノ二)
-----------------	--------------------	---------------------------	------------	------------	-------------	-------------------



REEL No. A-0506

0243

アジア歴史資料センター

- 第一 税制改正ノ目標
- 一 中央地方ヲ通ジテ負擔ノ均衡ヲ圖ルコト
 - 二 經濟諸政策トノ調和ヲ圖ルコト
 - 三 收入ノ増加ヲ圖ルト共ニ彈力性アル税制ヲ樹立スルコト
 - 四 税制ノ簡易化ヲ圖ルコト

第二 税制改正ノ方針
國 税

一 負擔ノ均衡及普遍化ヲ圖リ税制ニ彈力性ヲ附與スルト共ニ之ヲ簡易化ヲ期スル爲直接國税ノ體系ヲ改組シ所得税ヲ分類所得税（假稱）及一般所得税（假稱）トシ收益税制度ハ之ヲ廢止スルコト

二 分類所得税ハ大體左記方針ニ依ルコト

(一) 各種所得間ノ負擔均衡ヲ圖ル爲所得ヲ其ノ性質ニ依リ區分シ負擔力ニ應ジ税率ニ差等ヲ設ケ課税スルコト

(二) 税率ハ比例税率トシ財政ノ必要ニ應ジ伸縮ヲ容易ナラシムルコト

(三) 負擔ノ普遍化ヲ圖ル爲課税限度ヲ相當低位ニ定ムルコト

(四) 納税ノ簡易化ヲ圖ル爲成ルベク源泉課税ノ方法ヲ採用スルコト

三 一般所得税ハ各種ノ所得ヲ綜合シ所得金額中一定金額ヲ超ユル部分ニ對シ累進税率ニ依リ課税スルコトトシ所得階級間ノ負擔ノ均衡ヲ圖ルコト

四 法人ニ付テハ法人所得ノ性質ニ應ジ別途ニ課税スルコトトシ現行第一種所得税及法人資本税ヲ綜合シテ法人税ヲ創設スルコト

五 臨時利得税ヲ改組シテ甲種利得ヲ廢止シ法人超過所得税ヲ之ニ結合スルコトトシテ課税ノ適正簡明ヲ期スルコト

六 收入ノ増加ヲ圖ルト共ニ購買力ノ吸收、消費ノ抑制等ニ資スル爲各税ニ亘リ相當程度ノ増徴ヲ行フコト

七 生産力増充ニ資スル等經濟諸政策トノ調和ヲ圖ル爲租税上適當ナル臨時的措施ヲ講ズルコト

八 税法ノ簡易化ヲ圖ル趣旨ニ依リ基本税法、臨時租税増徴法及支那
事變特別税法ヲ整理統合シ各税ニ付單行法ヲ制定スルコト

地方税

一 地方税負擔ノ均衡化ヲ圖リ且地方團體財政ノ基礎ノ確立ヲ期セン
ガ爲分與税（假稱）制度ヲ創設シ獨立財源タル地方税ハ物税本位ノ
制度トスルコト

二 地租、家屋税及營業税ハ道府縣及市町村ノ獨立財源トシ其ノ課徴
形態ハ分與税及附加税ノ併用トスルコト

三 市町村税戸數割ハ之ヲ廢止スルコトトシ負擔分任ノ精神ト市町村
財政上ノ彈力性トヲ保持スル爲必要ナル善後措置ヲ講ズルコト

四 市町村獨立税トシテ新ニ市町村民税ヲ認ムルコト

五 雜種税及市町村特別税等ニ付相當ノ整理ヲ行フコト

六 目的税制度ノ整備擴充ヲ爲スコト

七 所得税及法人税ニ付テハ附加税ノ賦課ハ之ヲ認メザルコト

八 地方分與税制度ハ大體左記方針ニ依ルコト

（一）地方分與税ハ讓與税（假稱）及交付税（假稱）ノ二種トスルコト

（二）讓與税ハ地租、家屋税及營業税ヲ以テ之ニ充テ徵收地道府縣ニ對
シ還元的ニ之ヲ分與スルコト

（三）交付税ハ所得税、法人税、遊興飲食税及入場税ノ一部ヲ以テ之ニ
充テ道府縣及市町村ニ對シ調整的ニ之ヲ分與スルコト

九 地方税制ノ簡易化ヲ圖ル趣旨ニ依リ諸法令ニ散在スル地方税關係

法規ヲ整理結合シ地方税法ヲ制定スルコト
十 地方税制ノ改正ト併セテ左ノ如キ地方財政ノ改善策ヲ講ズルコト
(一) 目的税制度ト同一趣旨ノ受益者分擔金制度ヲ創設スルコト
(二) 國費地方費ノ負擔區分ヲ是正スル爲小學校教育費及警察費等ノ國
庫負擔ニ付適當ナル改正ヲ行フコト
(三) 府縣ニ於ケル經濟分別ノ制度ハ之ヲ廢止スルコト

第三 税制改正ノ要綱
國 税

一 所得税

分類所得税

(一) 分類所得税ハ所得ヲ左ノ四種ニ區分シテ個人ニ對シ課税スルコト但
シ配當利子所得ニ付テハ法人ノ受クルモノニ付テモ課税スルコト

不動産所得

配當利子所得

事業所得

勤勞所得

(二) 課税客體

(1) 不動産所得ハ土地、家屋及不動産上ノ權利ノ賃貸等ニ因リ生ズル
所得トスルコト

(2) 配當利子所得ハ左ニ掲グル所得トスルコト

甲 税法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル公債、社債若ハ預金ノ利子又
ハ貸付信託ノ利益及税法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有ス
ル法人ヨリ受クル利益又ハ利息ノ配當、剰餘金ノ分配ニ依ル所
得等

乙 營業ニ非ザル貸金ノ利子並ニ甲ニ屬セザル公債、社債若ハ預
金ノ利子又ハ貸付信託ノ利益及法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ
配當又ハ剰餘金ノ分配等

(3) 事業所得ハ左ニ掲グル所得トスルコト

甲 農業、山林業、畜産業及水産業等ヨリ生ズル所得
乙 現行營業收益税ヲ課セラルル營業ノ所得、地方營業税ヲ課セラルル營業ノ所得及儲蓄、砂利等ノ所得等
丙 自由職業等ヨリ生ズル所得及他種ニ屬セザル所得
(二) 勤勞所得ハ俸給、給料、賞金、年金、恩給及此等ノ性質ヲ有スル給與トスルコト

(三) 課税標準

(イ) 不動産所得ハ收入金額ヨリ必要経費ヲ控除シタル金額ニ依ルコト
(ロ) 配當利子所得ハ收入金額ニ依ルコト
(ハ) 事業所得ハ收入金額ヨリ必要経費ヲ控除シタル金額ニ依ルコト
(ニ) 勤勞所得ハ收入金額ニ依ルコト

(四) 免稅點又ハ基礎控除

(イ) 不動産所得ニ付テハ百圓程度ノ免稅點ヲ設ケルコト
(ロ) 配當利子所得ニ付テハ百圓程度ノ免稅點ヲ設ケルコト
(ハ) 事業所得ニ付テハ四百圓程度ノ基礎控除ヲ認ムルコト
(ニ) 勤勞所得ニ付テハ六百圓程度ノ基礎控除ヲ認ムルコト
面扶養控除

不動産所得、事業所得及勤勞所得ニ付テハ妻及扶養家族一人ニ付百五十圓ノ百分ノ八ニ相當スル金額ヲ控除ヨリ控除スルコト但シ總所得五千圓ニ達以上ノ所得者ニハ控除ヲ認メザルコト

(六) 税率

不動産所得 百分ノ十

配當利子所得 百分ノ十但シ國債ノ利子ニ付テハ百分ノ四、地方

債ノ利子ニ付テハ百分ノ九トス

事業所得 營業所得 百分ノ八・五
其ノ他 百分ノ七・五

但シ事業所得ノ金額ガ千圓程度以下ナルトキハ百
分ノ六トス

勤勞所得 百分ノ六

(七) 元本一定額以上ノ銀行貯蓄預金、産業組合貯金等ノ利子ニ付テハ税
率ヲ輕減シテ課税スルコト

(八) 山林所得ニ付テハ税率ヲ或ル程度輕減スルコト

(九) 一時恩給及退職給與ニ付テハ分類所得税ノミヲ課スルコトトシ左記

程度ノ超過累進税率ニ依リ課税スルコト

二萬圓以下ノ金額 百分ノ六

二萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ十二

十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ二十五

五十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ四十

(十) 徴收方法

(イ) 配當利子所得甲及勤勞所得 (使用人一定數以下ナル個人ノ使用人
ノ受クル給與及税法施行地外ヨリ受クル給與ヲ除ク) ニ付テハ源
泉課税ノ方法ニ依ルコト

(ロ) 其ノ他ニ付テハ原則トシテ前年中ノ實蹟ニ依リ賦課徴收スルコト

(ハ) 法人ノ受クル配當利子所得ニ付源泉課税ニ依リ徴收シタル税額ハ

法人税額ヨリ之ヲ控除スルコト
一般所得税

(一) 一般所得税ハ個人ニ付各種ノ所得ヲ綜合シ所得金額中五千圓ヲ超ユル部分ニ對シ左記程度ノ超過累進税率ニ依リ課税スルコト

五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ十
八千圓ヲ超ユル金額	百分ノ十五
一萬二千圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十
二萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十五
三萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ三十
五萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ三十五
八萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ四十

十二萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ四十五
二十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ五十
三十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ五十五
五十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ六十
八十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ六十五

(二) 公債、銀行預金ノ利子及貸付信託ノ利益等ニ付テハ收入金額ノ四割ヲ控除シテ綜合課税スルコト但シ當分ノ内納税義務者ノ申請アリタル場合ハ綜合課税ニ代ヘ百分ノ十五程度ノ税率ニ依リ利子支拂ノ際課税スルノ途ヲ認メルコト

資本一定額以上ノ銀行預金、商業組合貯金等ノ利子ニ付テモ右ニシテシコト

- (三) 株式配當ニ付テハ二割控除ヲ廢止シ株式取得ニ要シタル負債利子ヲ必要經費トシテ控除スルコト
- (四) 法人ノ清算分配金中拂込額ヲ超過スル金額等ハ之ヲ利益ノ配當ト看做シ他ノ所得ト別個ニ課税スルコト
- (五) 個人ノ營業所得ノ計算上臨時利得税ハ當該年分ノ利得ニ對スル分ヲ控除スルコト
- (六) 總所得一萬圓以下ナル者ノ勤勞所得ニ付テハ一割程度ノ控除ヲ認ムルコト
- (七) 生命保險料ノ控除ハ之ヲ認メザルコト
- (八) 各種ノ所得ヲ通シ原則トシテ前年中ノ實績ニ依リ課税スルコト
- (九) 一般所得税ハ前各項ニ定ムル事項ノ外大體現行第三種所得税ノ例ニ

依ルコト

二 法人税

- (一) 法人ニ付テハ法人税ヲ課スルコトトシ現行ノ第一種所得税、法人營

業收益税及法人資本税ハ之ヲ廢止スルコト（現行超過所得税ハ臨時利得税ニ統合スルコト）

(一) 法人税ハ法人ノ所得及資本ニ對シ課税スルコト

(二) 法人ノ所得ノ計算上法人税ハ之ヲ損金ニ算入セザルコト

法人税ノ課税所得ハ當該事業年度ノ利得ニ對スル臨時利得税ヲ控除シタル額ニ依ルコト

(四) 前事業年度（事業年度ノ期間六箇月ナルトキハ前二事業年度）ニ生ジタル缺損金額ハ現事業年度ノ所得計算上之ヲ損金ニ算入スルコト

(五) 法人税ノ税率ハ大體左記程度トスルコト

所得金額ノ 百分ノ十八

資本金額ノ 千分ノ一・五

税法施行地ニ本店又ハ主たる事務所ヲ有セザル法人ニ付テハ所得金額ノ百分ノ二十八程度トスルコト

(六) 現行清算所得中積立金及不課税所得ヨリ成ル部分ニ對シテハ法人税ヲ課税セザルコト

(七) 法人ノ受クル配當及利子ニ對スル分類所得税ハ法人ノ所得ニ對スル税額ヨリ之ヲ控除スルコト

(八) 法人税ハ前各項ニ定ムル事項ノ外大體現行ノ第一種所得税及法人資本税ノ例ニ依ルコト

二 臨時利得税

法人臨時利得税

(一) 法人ニ付テハ臨時利得税ト超過所得税トヲ統合シテ課税スルコト
(二) 法人ノ利得ハ利益中基準利益率ヲ超ユル金額及資本金額(積立金ヲ含ム)ノ年一割ヲ超ユル金額トスルコト

(三) 法人ノ利得金額ハ之ヲ左ノ各級ニ區分シ大體左記程度ノ税率ニ依リ課税スルコト

資本金額ノ年一割ヲ超エ基準利益率以下ノ部分	百分ノ二十五
基準利益率ヲ超エ資本金額ノ年三割以下ノ部分	百分ノ四十五
資本金額ノ年三割ヲ超ユル部分	百分ノ六十五
資本金額十萬圓以下ナル法人ニ付テハ右ノ税率ヲ各百分ノ十程度軽減スルコト	

(四) 法人ノ基準利益率ハ昭和九、十、十一ノ三箇年(現行乙種利得ノ基準年度)ノ平均利益率ニ依ルコト但シ平均利益率ナキトキ又ハ平均利益率年一割未満ナルトキハ年一割ヲ以テ基準利益率トシ平均利益率ガ年二割ヲ超ユルトキハ年二割ヲ以テ基準利益率トスルコト
(五) 法人ノ利益ノ計算上法人税及臨時利得税ハ之ヲ損金ニ算入セザルコト

個人臨時利得税

(一) 個人ニ付テハ甲種利得ヲ廢止シ昭和九、十、十一ノ三箇年(現行乙種利得ノ基準年度)ノ平均利益率ヲ超ユル部分ノ利益ヲ利得トシ百分ノ三十程度ノ税率ニ依リ臨時利得税ヲ課税スルコト
(二) 平均利益ナキ者又ハ平均利益ガ現年度ノ利益ノ三分ノ一ニ相當スル

金額（七千圓未満ナルトキハ七千圓）ニ達セザル者ニ在リテハ現年度ノ利益ノ三分ノ一ニ相當スル金額（七千圓未満ナルトキハ七千圓）ヲ以テ平均利益トスルコト

（三）個人ノ現年度ノ利益一萬圓未満ナルトキハ臨時利得稅ヲ課セザルコト

（四）個人ノ利益ノ計算上臨時利得稅ハ之ヲ必要經營ニ算入セザルコト
四 相續稅

（一）相續稅ニ付テハ總稅額ニ於テ大體三割程度ノ増徴ヲ行フコト

（二）相續財產ノ價額五萬圓程度以下ノ家督相續第一種等ニ付テハ被相續人ノ扶養家族一人ニ付千圓程度ノ控除ヲ認ムルコト

五 礦業稅

（一）礦產稅及特別礦產稅ノ制度ハ之ヲ廢止シ礦業ノ所得又ハ純益ニ對シ一般ノ例ニ依リ課稅スルコト但シ時局ニ緊要ナル重要礦產物ノ採掘事業ニ對シテハ重要物產製造業ニ對スル免稅ニ準ジ免稅スルト共ニ管分ノ內稅率ヲ或ル程度輕減スルコト

（二）鑛區稅、砂鑛區稅及特別砂鑛區稅ハ大體現行通トスルコト

六 利益配當稅

利益配當稅ニ付テハ配當金中配當率年一割以下ノ部分ニ對スル課稅ヲ廢止スルコト

七 外貨債特別稅

（一）外貨國債ニ在リテハ利率年四分（現行五分）ヲ超ユル利子額、外貨國債以外ノ外貨債ニ在リテハ利率年四分五厘（現行五分五厘）

ヲ越ユル利子額ニ付外貨債特別税ヲ課スルコト
ニ税法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居留ヲ有スル者ノ所有スル
外貨債ノ利子ニ付テハ證券ガ本邦内ニ在ラザル場合ト雖モ外貨債
特別税ヲ課スルコト

八 特別法人ニ對スル課税（未確定）
産業組合、商業組合、工業組合等ノ特別法人ニ對シ其ノ剩餘金及配
當利子所得ニ付或ル程度ノ課税ヲ爲スコト

九 酒 税

(一) 酒類ニ關スル各税法（酒造税法、酒精及酒精含有飲料税法、麥酒
税法、支那專賣特別税法中酒類ノ物品税ニ關スル規定等）ヲ單一
税法ニ統一スルコト
(二) 課税方法ニ付テハ造石税制度ト庫出税制度トヲ併用スルコト
(三) 各酒類間ノ負擔ノ均衡ヲ圖リ總税額ニ於テ六釐三割程度ノ増徴ヲ
行フコト

十 清涼飲料税

清涼飲料税ニ付テハ玉露等以外ノモノニ付總税額ニ於テ六釐三割
程度ノ増徴ヲ行フコト

十一 砂糖消費税

(一) 色相讓制度ヲ廢止シ製造方法課税制度ヲ採用スルコト
(二) 總稅額ニ於テ大體二割程度ノ増徴ヲ行フコト

十二 織物消費税

織物消費税ニ付テハ税率ヲ百分ノ十程度(現行百分ノ九)ニ引上グルト共ニ免稅範圍ヲ整定スルコト

十三 揮發油税(未確定)

揮發油税ニ付テハ相當程度ノ増徴ヲ行フコト

十四 取引所税

取引所營業税

(一) 取引所營業税ヲ取引所特別税(假稱)ト改稱シ其ノ税率ヲ手数料

收入金額ノ百分ノ十二ニ定メ(現行百分ノ十六・五ニ改メ附加税ハ之ヲ認メザルコト

(二) 取引所ノ所得又ハ純益ニ付テハ一般ノ例ニ依リ法人税又營業税ヲ

課スルコト

(三) 會員組織ノ取引所ニ付テハ取引所特別税及營業税ヲ課セザルコト

取引税

株式ノ賣買取引ニ對スル税率ヲ短期百分ノ五(現行百分ノ四)、

長期百分ノ七(現行百分ノ六)程度ニ引上グルコト

十五 通行税(未確定)

(一) 乗車船區間四十軒ヲ超エ五十軒未滿ノ三等乘客ニ對シテモ課税ス

ル

(一) 税率ヲ相當程度（二三等、三錢乃至十錢程度）引上グルコト

(二) 急行料金及寢臺料金ニ對シ一郵便程度ノ誅税ヲ行フコト

十六 入場税及特別入場税

(一) 劇場、活動寫眞館等ノ入場料ニ對スル免稅點ヲ十九錢程度（現行二十三錢）ニ引下グルト共ニ一圓以上ノ入場料ニ對スル税率ヲ相當程度引上グルコト

(二) 舞踏場、コルブ場等ノ入場料ニ對スル税率ヲ相當程度引上グルコト

(三) 特別入場税ニ付テハ免稅點ヲ十九錢程度（現行二十三錢）ニ引下グルコト

十七 物品税

(一) 左ニ列クル物品ニ對シ新ニ物品税ヲ課スルコト

象牙製品、七寶製品、琥珀製品、一定價格以上ノ菓子、愛玩用動物盆栽、化粧石鹼及綠茶ニ煉齒磨及水齒磨

(二) 第一種甲類及第二種甲類ノ物品ニ付テハ税率ヲ百分ノ二十程度（現行百分ノ十五）ニ引上グルコト

(三) 飴類ニ對スル税率ヲ百分ノ五十錢程度引上グルコト（現行麥芽飴一圓五十錢、其ノ他二圓）

十八 遊興飲食税

(一) 藝妓ノ花代ニ對スル税率ヲ百分ノ三十程度（現行百分ノ二十）ニ其ノ他ノ花代及花代以外ノ料金ニ對スル税率ヲ百分ノ十五程度（現行百分ノ十）ニ引上グルコト

(二) 免稅點ヲ三圓程度(現行五圓)ニ引下グルコト但シ藝妓ノ花代ヲ
伴フ料金及ガフエー等ニ於ケル料金ニ付テハ免稅點ヲ設ケザルコ
ト

十九 骨牌稅及狩獵免稅稅

骨牌稅及狩獵免稅稅ニ付テハ相當程度ノ増徴ヲ行フコト

二十 地租

(一) 地租ノ稅率ヲ賃賃價格ノ百分ノ二トスルコト

(二) 賃賃價格五圓未満ノモノニハ地租ヲ課セザルコト

二十一 家屋稅

(一) 家屋ニ付テハ國稅トシテ賃賃價格ノ百分ノ一。七五ノ家屋稅ヲ賦
課スルコト但シ昭和十七年度ヨリ之ヲ實施スルコト

(二) 家屋賃賃價格調査法ヲ制定シ大體昭和十五、十六ノ兩年度ニ於テ
家屋賃賃價格ノ調査ヲ行フコト

二十二 營業稅

(一) 營業稅ハ營業ノ純益ニ對シ百分ノ一。五ノ稅率ニ依リ賦課スルコ
ト

(二) 營業稅ハ大體現行營業收益稅ノ例ニ依ルモ現在地方營業稅ヲ課セ
ラレツツアル營業及法人ノ漁業等ニ付テモ課稅スルコト

(三) 營業ノ用ニ供スル土地又ハ家屋ニ付納付シタル地租又ハ家屋稅(國
稅)ハ營業稅ヨリ之ヲ控除スルコト

二十三 各種免稅ノ整理

現在特別法ニ依リ所得稅及營業收益稅ヲ免除シツツアル事業ニ對シ

テハ其ノ開業又ハ許可ノ年及其ノ翌年ヨリ一定年間ハ其ノ全部ノ利
益ニ對シ所得稅・法人稅及營業稅ヲ免除スルコトトシ剩餘ノ免稅期
間ハ利益中利息率年一割迄ノ部分ニ付テノミ免稅シ利益率年一割ヲ
超過スル部分ニ對シテハ課稅スルコトニ改ムルコト

二十四 臨時租稅措置

- (一) 法人ノ留保所得ヲ生産設備ノ擴張又ハ國債等ノ購入ニ適用シタル
場合ニ於ケル課稅輕減ノ制度ヲ相當程度擴張スルコト
- (二) 海外企業ノ所得ニ付テハ法人稅ノ稅率ヲ相當程度ニ輕減スルコト
- (三) 重要礦物ノ採掘ニ付テハ現行重要物產製造業ニ對スル免稅ノ例ニ
依リ採掘開始ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間所得稅・法人稅及營業稅
ヲ免除スルコト

(四) 時局産業ノ用ニ供スル固定資産ニ對スル減價償却年限ノ短縮ヲ舊
設備ニモ及ボス等固定資産減價償却是認範圍ノ擴張ニ付考究スル
コト

(五) 同族事業會社ニ對シテハ同族保全會社ト區別シ加算稅ノ課稅ヲ相
當緩和スルコト

地方税

一 國税附加税

(一) 道府縣及市町村ノ國税附加税ノ種類ハ左ノ通トスルコト

地租附加税

家屋税附加税

營業税附加税

鹽區税附加税

砂餘區税附加税

(二) 地租、家屋税及營業税ノ附加税ノ賦課率ニ付テハ國體財政上ノ彈

力性ヲ保持スル爲取極度ノ伸缩性ヲ認ムルコト

(三) 地租、家屋税及營業税ノ附加税ノ實際賦課率ハ原則トシテ之ヲ同

一トセンムルコト

(四) 地租附加税

(1) 地租附加税ノ賦課率ハ道府縣税ハ地租百分ノ百、市町村税ハ地

租百分ノ二百ヲ目途トスルコト

(2) 買賣價各二百圓未満ノ自作農地ニ付テモ地租アルモノト看做シ

テ地租附加税ヲ賦課センムルコト

國家產税附加税

家屋税附加税ノ賦課率ハ道府縣税ハ家屋税百分ノ百、市町村税

ハ家屋税百分ノ二百ヲ目途トスルコト

(六) 營業税附加税

營業税附加税ノ賦課率ハ道府縣税ハ營業税百分ノ百、市町村税

一 營業稅百分ノ二白ヲ自途トスルコト (七) 領區稅附加稅ノ制限率ハ道府縣及市町村共領區稅百分ノ十トシ鈔 領區稅附加稅ハ大直現行通トスルコト	二 道府縣獨立稅	(一) 道府縣獨立稅ノ種類ハ左ノ通トシ現行雜糧稅ノ一部ハ之ヲ市町村 ニ委讓スルコト(雜糧稅ノ名稱ハ之ヲ廢止スルコト) 段別稅 船舶稅 自動車稅 電柱稅 不動産収得稅	漁業權稅 狩獵稅 藝妓稅	右ニ掲グル稅目以外ニ別ノ稅目ヲ起シテ課稅スルコトハ之ヲ認メ サルコト	(二) 道府縣獨立稅ニ付テハ左ニ掲グルモノノ外其ノ内容ハ大體從前通 トスルコト	(三) 段別稅ハ先租年期地ノミニ對シ評定賣買價格ヲ標準トシテ地租 附加稅ニ準シ賦課セシムルコト(現行段別割ハ之ヲ廢止スルコ ト)	(四) 船舶稅ハ總噸數二十噸以上ノ船舶ノミニ對シ賦課セシムルコト
---	-----------------	---	-----------------------------------	--	---	---	---

(三) 實際賦課率ハ原則トシテ各税同一トセシムルコト
(四) 昭和十五年度及十六年度ニ限り左記ニ依リ現行通家屋税附加税ヲ
賦課セシムルコト

(イ) 賦課率ハ大體不税百分ノ百ヲ目途トスルコト
(ロ) 家屋税附加税ノ増徴ヲ以テスル所謂戸數割代税制度ハ之ヲ廢止
スルコト

四 市町村獨立税

(一) 市町村獨立税ノ種類ハ左ノ通トスルコト

市町村民税

舟 税

自轉車税

荷車税

金庫税

扇風機税

酒 税

大 税

(二) 道府縣獨立税目申道府縣ニ於テ課税セザルモノニ付テハ市町村獨
立税ノ賦課ヲ認ムルコト

(三) 前二號ノ外主務大臣ノ許可ヲ受ケ別ニ税目ヲ起シテ市町村獨立税
ヲ賦課スルコトヲ認ムルコト

(四) 指定税目ノ市町村獨立税ニ付テハ左ニ掲クルモノノ外其ノ内容ハ
大體従前ノ雜種税ノ例ニ依ルコト

（イ）市町民に於てハ大體左ノ要領ノモノトスルコト

納税義務者（貧困ニ因リ生活ノ爲公私ノ救助又ハ扶助ヲ受クル者ニ對シテハ免税セシムルコト）

（ロ）一戸ヲ稱フル者又ハ一戸ヲ稱ヘザルモ獨立ノ生計ヲ営ム者

（ハ）事業所、營業所又ハ住宅ヲ有スル者

（ニ）事務所又ハ營業所ヲ有スル法人

賦課方法

（一）賦課期日ヲ全國的ニ統一スルコト

（二）石ノ外、賦課可ク市町村ノ實情ニ應ジ簡易ナル方法ニ依ラシムルコト

賦課額ノ制限

（一）納税義務者一人當平均ノ最高額ヲ定ムルコトトシ之ヲ大體人

口五十萬以上ノ市ニ付テハ八圓、其ノ他ノ市ニ付テハ六圓、

町村ニ付テハ四圓程トスルコト

（二）納税者ノ最高納税額ヲ定ムルコトトシ之ヲ大體千圓程トスルコト

（ロ）舟税ハ總噸數二十噸未満ノ舟ノミニ對シ賦課セシムルコト

（ハ）自動車税ニ付テハ相當程度ノ軽減ヲ考慮スルコト

（四）従前ノ段別制ハ之ヲ廢止スルコト

五、目的税

道府縣及市町村ノ目的税額度ヲ左ノ通整備補充スルコト

（一）都市計畫特別税ハ所屬税ノ一部ヲ市町村ニ委譲スルト共ニ賦課率

等ノ均衡化ヲ圖ルコト

(二) 水利事業其ノ他土地ノ利益ト爲ルベキ事業ノ費用ニ充ツル爲地租
割及以別割ノ賦課ヲ認ムルコト

(三) 共同作業場及共同倉庫等ノ共同施設ノ費用ニ充ツル爲市町村ガ別
ニ税目ヲ起シテ目的税ヲ課スル途ヲ採クコト

六 地方分與税

地方分與税（假稱）ハ大體左記ニ依ルコト

(一) 譲與税（假稱）ハ大體左ノ通トスルコト

印税 種 地租、家屋税及營業税ノ全部

回分與團體 道府縣

回分與方法 還元的ニ分與スルコト

(二) 交付税（假稱）ハ大體左ノ通トスルコト

(1) 税 種 所得税、法人税、遊樂飲食税及入場税ノ一部

回分與團體 道府縣及市町村

回分與方法 分與ハ交付税ニ依ル收入力獨立財源ニ依ル收入ト

併セテ各地方團體ノ財政需要ニ即應スルコトヲ目的トシ之ガ

爲分與ノ基準トシ之ノ如ク財政力ヲ示スモノ及財政需要ヲ示ス

モノヲ用フルコト

(1) 財政力ヲ示スモノトシテハ地租、家屋税及營業税ヲ以テ割

定シタル課税力ヲ基準トスルコトトシ之ニ逆比例的ニ分與

スルコト

(2) 財政需要ヲ示スモノトシテハ市町村人口ヲ基準トスルコ

トトシ之ニ比例的ニ分與スルコト
税制改正ニ因ル區區財政上ノ激變ヲ緩和スル爲經過的措置ト
シテ畛分ノ内税制改正ニ因ル歳入ノ減少額ヲモ基進ニ加フル
コトトシ之ニ比例的ニ分與スルコト

地方分與税ノ分與ニ付テハ基本的事項ハ法律ヲ以テ決定シ且貴衆
兩院議員ヲ王權トスル安員會ヲ設ケ分與ノ公正ヲ期スルコト
地方分與税ハ收入ノ年度間ノ調整ヲ圖ルヤウ適當ノ方途ヲ考慮ス
ルコト

七 國有地方官ノ負擔區分

(一) 小學校教員俸給ヲ道府縣官支辨トスルコト

(二) 警察教員及國庫負擔金ノ支出ハ定率ニ改メ二分ノ一トスルコト

(三) 警察官俸支辨金等ノ支出ニ付テモ適當ナル負擔割合ニ改ムルヤ
ウ考慮スルコト